

総務省における政策評価に当たっての基本的な考え方及び政策評価の推進体制等

## 1 総務省における政策評価の意義

### (1) 政策評価の意義

総務省においては、以下の効果が上がるよう、政策評価を実施している。

- ア 政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進展
- イ 国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現
- ウ 政策評価に関する一連の情報の公表に伴い国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることによる、政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼の向上

### (2) 総務省において実施している評価方式とその特徴

総務省においては、「実績評価方式」、「事業評価（事前評価）方式」、「総合評価方式」を政策の特性に応じて実施している。

具体的には、主要な政策については網羅的に毎年度「実績評価方式」による評価を実施している。

これは、総務省では政策評価に取り組むに当たり、目標の達成状況の管理を行うことを始めとした政策評価の手法を組織として定着させることを目的としている。

なお、単年度で見た場合には政策効果が測定し難いものも想定される。

このため、毎年度の評価に加え、目標期間が終了した時点又は当該政策について評価を総括すべき時点で、その期間全体における取組や実績等を総括して評価することを予定している。

総括して評価を実施する時期については、法律の期限や政策に関係した計画期間等に合わせて設定することとしている。特にこのような期間を定める拠りどころがないものについては、行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）第7条第2項の考え方を参考に、当該政策を決定し、あるいは毎年度の政策評価をはじめから5年をもって総括することとしている。

次に、「事業評価（事前評価）方式」による評価は、実施の可否等の判断に当たり政策効果等の有用な情報を提供することが特に求められる、原則として研究開発又は公共事業（事業費10億円以上）を対象として実施している。本年度は評価結果を適切に反映できるよう8月末に結果を取りまとめ、公表する予定である。

また、「総合評価方式」による評価は、内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた政策や内外の社会情勢の変化を踏まえ見直しや改善の必要があると認められる政策等について実施することとしている。

本実績評価書は、総務省における政策評価のうち、「実績評価方式」により本年度評価を実施した結果をとりまとめ、公表するものである。

「実績評価方式」

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

「事業評価（事前評価）方式」

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

「総合評価方式」

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマにかかる政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

（３）総務省の政策の特性と政策評価

国や地方の制度の企画立案を所管している総務省の政策の中には、達成目標の達成状況を客観的な指標等の測定によって評価することが困難な政策がある。

これらの政策についても、国民に対する説明責任の徹底の観点から「参考となる指標」を設定し当該政策に係る現状や課題等を明らかにするため積極的に評価を実施している。

## 2 政策評価の活用についての基本的な考え方

政策評価は、政策の効果を把握し、これを基礎として自ら評価し政策の企画立案等に重要な情報を提供するものである。

したがって、評価結果は政策の企画立案等に活用されて、その意義を果たすものであり、「企画立案 - 実施 - 評価」(Plan-Do-See)の政策のマネジメント・サイクルに政策評価が組み込まれ、機能することにより政策の質の向上等がもたらされることになる。

総務省においては、このような考えのもと、政策の所管部局等(各部局等)及び官房各課は政策評価の結果を政策の企画立案作業(予算要求、組織・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等)に活用し、適切に反映することとしているところである。

具体的には、評価作業における各種情報を官房各課で共有するとともに、評価作業を行うに当たっては、各部局等においても作業を通じて得られた情報を政策の企画立案等に活かすことができるよう、意識啓発や部局内での情報の共有化を進めている。

## 3 総務省における政策評価(実績評価)の推進体制

総務省における政策評価(実績評価)は、各部局等が自ら実施することが基本である。

その上で、評価の客観性や国民へのわかりやすさ等の視点から官房政策評価広報課で各部局等の実施した評価をチェックし、評価の客観性等を確保するために、さらに省外の学識経験者(総務省政策評価会)にご意見を伺って評価結果をまとめている。

このような過程を通じて得られた情報は、部局等のみならず、官房各課においても共有され、今後の政策の企画立案等に活用されることとなる。

評価書原案の作成	: 政策所管部局等
あらかじめ設定した目標・指標等に照らし、自己評価	
その際においても当該政策について深い知見を有する学識経験者等第三者の知見を活用(原則)	
評価内容の省内におけるチェック・調整	
官房政策評価広報課	: 目標・指標等の設定が適切か、評価の客観性、 評価書が国民にわかりやすいものか といった 視点から審査
省内委員会(官房長及び各部局等の主管課長)	: 学識経験者等による助言を踏まえ、省内調整・ 意見集約を行い、評価書案を決定
省外の学識経験者の知見の活用	: 「総務省政策評価会」ほか
実施計画、政策効果に着目した達成すべき目標、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況等について、学識経験等を有する第三者(実践的知識を有する者等を含む)の意見を聴取し、その知見を活用	

#### 4 総務省におけるこれまでの取組

総務省においては、政策評価法の施行に合わせて、政策評価を実施することができるよう、平成13年1月から政策評価に詳しい学者から意見を伺いながら、政策評価手法、対象政策について検討した。

この検討の成果を踏まえ、平成14年3月には、総務省政策評価基本計画及び事後評価の実施計画を定めた。

総務省の政策評価においては、制度官庁としての政策評価の特性と説明責任の重要性を踏まえながら、以下の点等に留意しながら評価を実施することとしている。

- ・ 主要な政策を網羅的に実績評価方式により評価
- ・ 政策の目標設定に当たってはアウトカムを指向
- ・ できるかぎりの数値目標化

平成14年8月には、総務省の主要な83政策について実績評価結果をまとめ公表するとともに、その結果を受けて新規の予算要求や事業の見直し等を行い、政策の企画立案に活かしたところである。

平成14年度評価については、初めての取組としては一定の評価を得たところであるが、総務省政策評価会においては、評価により明らかにされる今後の課題や対応策を具体的に明示することにより評価を具体的な業務改善にも結び付けていくこと等の改善すべき点について指摘があった。

また、各行政機関が実施する評価の客観性・厳格性を担保する立場から行う行政評価局の審査においては、平成14年度に評価を実施した各府省を通じて言及されたことであるが、アウトカムを重視した目標・指標の設定を更に進めること等について指摘されている。